

生徒心得

この心得は、本校生徒として、学校生活を円滑に送るための基本について定めたものであり、次のことを守らなければならない。

1 礼儀

- (1) 人にはすべて礼節を持って接し、知性と気品ある行動をとる。
- (2) 職員や学校来訪者にあいさつをする。生徒同士も互いにあいさつをかわす。
- (3) 正しく明るい言葉づかいは、よりよい生活を導くものである。常に明朗快活な言葉や態度で生活する。

2 学習

- (1) 高校生活の中心となるのは学習である。自分に適した学習計画を立て、将来悔いることがないよう充実した毎日を送るように努める。

3 服装・頭髪等

- (1) 服装・頭髪等は清潔・清楚を旨とし、別に定める規定による。

4 交友

- (1) 健康で明朗な友情を持って、互いに学友として尊敬と協力の精神を忘れず資質の向上に努める。

5 登校下校

- (1) 生徒は始業5分前には登校し、午後4時50分までに下校する。
ただし、部活動・行事等で残る場合は、顧問の指導に従うこと。
- (2) 登校後は放課後まで校外に出てはならない。やむを得ない用件で外出するときは学級担任から外出許可を受けること。
- (3) 生活規律、生徒心得の遵守励行
 - ① 欠席、遅刻、早退、欠課等
欠席(忌引き)・・・事前に電話連絡(保護者からを原則とする)。
遅刻・・・・・・・・・・授業担当者へ理由を申告する。
早退・・・・・・・・・・学級担任へ理由を話し、許可を得てから早退する。
 - ② グラウンド履き・・・生徒玄関下足ロッカーにて管理する。
部活動の諸物品・・・顧問の指導に従う
 - ③ スマートフォンを使用しながらのいわゆる「ながら運転等」をしない。また、学校を含めた公共の場でのマナーを遵守すること。
※スマートフォンの使用について
校内では昼休みを除き、SHR から掃除が終わるまでの間は使用禁止とする。
携帯電話を使用する際には「出会い系サイト」等不健全サイトには繋がらないこと。
また、HP掲示板やブログなどに、個人情報や他人を誹謗中傷する書き込みはしないこと
 - ④ 自転車通学・・・降雪、凍結等の気象状況、道路事情等の総合判断。
※天候等による自転車通学禁止と解除については別途指示する。

6 欠席、遅刻、早退、欠課等

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課等は、事前にわかる場合は原則として保護者が学校に連絡する。
- (2) 忌引きの場合は下記による。
父母 7日 祖父母 兄弟 姉妹 3日 伯叔父母 曾祖父母 甥 姪 1日

7 学校施設等の利用

- (1) 校舎、校具等の公共物は、これを大切に使用しなければならない。使用に当たっては別に定める規定による。
- (2) 休業日に校舎、校具を使用する場合は、事前に申し出て許可を受ける。
- (3) 下校の際には、使用した校舎、校具等の清掃や整理整頓を行い、担当職員等の点検を受けること。

8 環境美化

- (1) 清潔な環境で学習活動に励むためにも、校舎内外を汚さないように心がけ、さらに一層の環境美化に努める。
- (2) 清掃時間には、所定の区域を必ず清掃し、清掃後は担当教員に報告する。
- (3) 清掃用具は常に所定の場所に整理しておく。

9 所持品

- (1) 教科用具および所持携帯品には氏名を明記しておく。
- (2) 貴重品の携帯には注意し、必要以上の金銭を持参しない。お互いに金銭の貸借はしてはならない。
- (3) 学習に必要でないものを持参してはならない。(漫画本、雑誌、ゲーム機器、トランプ等)

10 交通安全

- (1) 交通安全に心がけ、人命を尊重し、順法・互譲精神を養い、正しい交通マナーを体得するとともに、本校生徒として品格の向上に努める。
- (2) 自転車での通学を希望する者は、許可を得た上で、自転車に通学用ステッカーを貼ること。(細則は別に定める)
- (3) 在学中における原動機付自転車・自動二輪の免許取得については禁止する。
- (4) 自動車の免許取得については、交通細則に従うこと。
- (5) 交通事故や交通違反をした場合、加害者または被害者を問わず速やかに届け出ること。

11 校外生活

- (1) 常に分水高校の生徒としての自覚を持ち、社会に対して迷惑を及ぼすような行動は厳に慎むこと。
- (2) 外出するときは、保護者に行き先、用件、帰宅時刻を告げ、許可なく外泊してはならない。
- (3) 飲酒、喫煙(電子タバコを含む)、暴力行為、万引き、窃盗、薬物やシンナー吸引、パチンコ等の違法行為や不良行為等をしてはならない。

12 旅行、登山、水泳、キャンプ、スキー等

- (1) 旅行等は、すべて保護者の同意を得て、家庭の責任において行うこと。
- (2) 旅行等は、安全を第一とし、事故防止には細心の注意を払い特に次の事項を厳守する。
 - ① 冬山登山、単独登山はしない。
 - ② 水泳、スキー等は、監視員の指導、標識、禁止区域表示等の注意をはじめ公衆道徳を守り、危険な行為は厳に慎む。

13 アルバイト

- (1) アルバイトは「アルバイト届」を提出することにより、許可を得て行うことができる。(細則は別に定める)

14 服装・頭髪等に関する規定

- (1) 清潔・清楚を旨とし、身だしなみを整え高校生としての品位を保つ。
- (2) 本校指定の制服を着用する。ただし、厳冬期の登下校時においては、スカートまたはスラックスに代えて体育着（ズボン）の着用を認める。
※スカートの丈は膝の位置で整えること。
※ボタンダウンシャツの裾はスラックス、スカートの中に入れ、ベルトは下着が見えない位置で整える。
- (3) 通学には靴を使用し、校内では本校指定の内履きと外履きを区別して使用する。
- (4) 頭髪は清潔で、すっきりした感じであること。
※パーマネント、脱色・染髪をしてはならない。
※指輪、ネックレス、ピアス、口紅、アイシャドウ、マニキュア等の化粧をしてはならない。
- (5) 服装について
 - ① 本校指定の制服を着用する。
 - ② 気候に合わせて、本校指定のポロシャツ、カーディガン、ワイシャツの略装での登校も許可する。

15 学校施設等の使用規定

- (1) 休業日等に校舎・校具等を使用する場合は、事前に届け出て許可を得ること。
- (2) 使用した校具等は所定の位置に片付けること。
- (3) 校舎・校具等を破損したときは、直ちに申し出ること。
- (4) 火気や危険な道具・薬品などは無断で使用しないこと。
- (5) 校舎・校具等の学校施設の使用については、学校の指導事項に違反する行為のある場合は厳しく措置する。

16 アルバイト細則

アルバイトは「アルバイト届」を提出することにより、許可を得て行うことができる。

- (1) アルバイトを許可する条件
 - ① 各学期で欠点がないこと。
 - ② 欠席時数について担任から「連絡」「注意」「警告」があった者は認められない。
 - ③ 従事する仕事の場所が酒類を提供する飲食店や未成年者立入禁止の場所でないこと。
 - ④ 従事する仕事の内容が高校生にふさわしいものであること。
(夜 10 時以降の労働、危険有害業務、風俗営業、宿泊を伴うものは許可しない)
- (2) 手続き
 - ① 保護者が「アルバイト届」を提出することにより、学級担任をとおして、校長に願い出る。
 - ② 校長は内容を検討のうえ許可する。ただし内容によっては許可されないこともある。

17 交通安全細則

〔自転車〕

- (1) 自転車を使用して通学しようとする生徒は「自転車通学許可願」を提出し許可を得なければならない。
- (2) 自転車保険未加入者、防犯未登録 整備不良自転車、変形または改造されている自転車の使用は禁止する。
- (3) 自転車を使用する場合は、ヘルメットの着用を努力義務とし交通法規を遵守すること。左側を通行し、並列進行、傘差し運転、2 人乗り、無灯火運転をしてはならない。
- (4) ブレーキ、灯火等がよく整備された自転車を使用すること。また整備終了後は ST マークを付けてもらうこと。
- (5) 登校後は施錠し、所定の場所に整理、駐輪しておくこと。
- (6) 冬季の自転車通学禁止と解除については別途指示する。

〔普通自動車〕

- (1) 在学中、自動車運転免許証の取得は原則禁止する。
- (2) 進路先が決定し、下記のいずれかに該当するものについては、卒業学年次の2学期中間考査以降自動車学校への入校を認める。また、学校を欠席して受講等、授業を欠く時間帯での免許取得関係用務は厳禁とする。
 - ① 進学先決定（合格）者
 - ② 就職希望者
- (3) 普通自動車運転免許を取得しようとする生徒は、あらかじめクラス担任に相談のうえ、保護者の同意を得て「運転免許取得届」を提出し、学校の許可を得なければならない。
- (4) 普通自動車運転免許取得後、卒業までは保護者同乗で運転すること。また、免許証は保護者の管理とする。
- (5) 原動機付自転車は卒業するまで運転してはならない。

〔その他〕

- (1) 在学中における原動機付自転車、自動二輪の免許取得については禁止とする。